

災害時の歯科口腔保健に係る医療救護班についての協定書

一般社団法人和歌山県歯科医師会（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県歯科技工士会（以下「乙」という。）、一般社団法人和歌山県歯科衛生士会（以下「丙」という。）とは、甲が和歌山県との間で平成31年2月21日に締結した「災害時の歯科口腔保健に係る医療救護班についての協定書」（以下「災害協定」という。）における災害時の歯科口腔保健に係る医療救護活動（以下「歯科保健活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲が和歌山県より、災害協定に基づく歯科保健活動のための派遣要請を受け、それに伴い乙丙に対して協力依頼を行ったとき、乙丙は所属する会員の派遣について最大限の協力を行う。

第2条 甲は、和歌山県との災害協定に基づく歯科保健班の編成にあたり、派遣された乙丙の会員を歯科保健班の従事者として和歌山県に対して報告する。

第3条 甲は歯科保健班を編成するにあたり、指揮系統の統一を図るため甲の会員をその責任者に定め、派遣を受ける乙丙の会員を指揮するものとする。

第4条 本協定に記載なき事項については、甲乙丙はその都度協議するものとする。

第5条 本協定の変更並びに改廃は、甲乙丙で協議の上、行うものとする。

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲、乙又は丙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

第7条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙丙で協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月21日

甲 一般社団法人 和歌山県歯科医師会
会 長 中 西 孝 紀

乙 一般社団法人 和歌山県歯科技工士会
会 長 榎 倫 生

丙 一般社団法人 和歌山県歯科衛生士会
会 長 山 下 千 穂